

# 「建設工事における技術者等の適正な配置について」の一部改正について

令和5年1月

京丹後市 総務部 入札契約課  
(TEL0772-69-0170)

下記のとおり「建設工事における技術者等の適正な配置について」を一部改正しましたのでお知らせします。

改正後の「建設工事における技術者等の適正な配置について」については、市ホームページの「入札・契約情報」([https://www.city.kyotango.lg.jp/top/shigoto\\_sangyo/nyusatsu/index.html](https://www.city.kyotango.lg.jp/top/shigoto_sangyo/nyusatsu/index.html))「入札・契約関係規程」の「その他」からダウンロードして入手していただけますので、京丹後市の競争入札又は随意契約に参加される場合は、改正後の「建設工事における技術者等の適正な配置について」について承知の上、参加いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 主な改正内容

- (1) 建設業法施行令の一部を改正する政令における金額要件の見直しによる改正
  - ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額  
4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)から4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)に引き上げ。
  - ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額  
3500万円(建築一式工事の場合は7000万円)から4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)に引き上げ。
- (2) 国土交通省策定「監理技術者制度運用マニュアル」、京都府策定「建設工事と技術者の配置について」と表現を統一するための修正等

### 2 適用日

令和5年1月1日